

権利擁護・後見サポートセンター ニュース

〒560-0023 豊中市岡上の町 2-1-15 電話 06-6841-9382
豊中市すこやかプラザ2階 FAX 06-6841-2388

★権利擁護・後見サポートセンターの活動について

権利擁護・後見サポートセンターは、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用を促進する中核機関として、成年後見制度利用に関する相談支援業務や、制度に関する講演会や相談会の実施、市民後見人活動へのサポートなどを行っています。また、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方と契約を結び、福祉サービス利用のお手伝いや、日常的な金銭管理のお手伝いを行う日常生活自立支援事業を行っています。



★市民公開講座実施報告

令和3年12月19日に市民公開講座「知って安心！成年後見制度」を開催しました。講師として成年後見センター・リーガルサポート大阪支部所属の5名の司法書士の方々にお越しいただき、成年後見制度について寸劇を交えてお話いただきました。今回の研修は会場33名・オンライン16名の方が参加してくださいました。また、講座終了後には事前に申込まれた方の個別相談7件も実施いたしました。



★日常生活自立支援事業について

当事業は大阪府社会福祉協議会が実施主体となり、豊中市社会福祉協議会へ事業の一部を委託することで当センターにより運営されています。当事業のサービスを利用する際には、利用する方と一緒に支援計画を作成し、契約を行います。センターでは事業利用相談を受け、訪問面談を経て待機期間として一旦お待ち頂いてから契約となり事業開始となります。また、ご本人に契約意向が無い場合や事業対象とならない場合も状況に応じて、成年後見制度や弁護士相談などに繋ぐなどの支援をセンターで行っております。

～日常生活自立支援事業 契約までのながれ～

- ① 相談者より当センターへ相談
- ② 事業対象者の現状・利用意向を確認するため、ご自宅に訪問面談、事業説明
- ③ 利用意向の確認、利用申込み
- ④ 利用者の利用意向の確かさの確認（契約締結ガイドライン調査）
利用希望者情報の情報収集・支援計画(案)作成・契約に向けた各種調整
- ⑤ 大阪府社会福祉協議会にて事前協議
- ⑥ 契約

★親族後見人・専門職の権利擁護弁護士 無料 相談実施中！

親族後見人、福祉・医療の専門職のための権利擁護弁護士相談を実施しています。

毎月第3金曜日 13:00～15:00（相談時間40分程度） すこやかプラザ2階

（実施日は月によって変更あり。事前にご確認のうえ、ご予約☎06-6841-9382をお願いします）

この相談では主に、親族後見として活動されている方からの法律相談や、相談業務をおこなう関係者関向けの相談窓口として弁護士相談を開設しています。

〔相談例〕

- ① 死後対応（遺言・遺産相続について）
- ② 親族や第三者による経済的搾取への対応について
- ③ 債務請求（消費者金融・携帯料金等）の対応について
- ④ 成年後見制度の利用方法（手続き方法や本人申立て等）について

★市民後見人 活動インタビュー

本記事では、豊中市民の皆さまに『市民後見人』のことをより多く知って頂くために、以前当市で市民後見活動の経験がある方へ活動インタビューを行いました。現在、市内で21名の方が市民後見人バンク登録されており、これまでに10名の方が実際に市民後見人として活動されております。

今年度も当市からは5名の方が市民後見人養成講座を受講されています。次回も6～7月頃にオリエンテーションの開催を予定していますので、ぜひご参加ください。

市民後見人とは…

社会貢献への意欲が高く、成年後見への見識を深めた方が、市民の立場・市民目線を活かして、無報酬で後見活動を行うものです。市民後見人になるには、特別な資格は必要ありませんが、基礎講習（4日間）・実務講習（7日間）と、施設実習（2日間）を受講し、面接を受けていただく必要があります。全課程を修了後に、バンク登録となります。

今回、インタビューに応じてくださったのは、K・Yさん(70代・女性)です。インタビュー中も、終始にこやかで、過去を振り返られながら、やりがいをもって活動されていたことを楽しそうに懐かしむ姿が印象的でした。

●市民後見人になろうと思ったきっかけ

もともと介護職をしていましたが、介護現場で財産保全や金銭管理が必要とされる方に対し、今の関わり方ではその方々の生活を支えることができないと思うことがあり、もどかしさを感じていました。その中で、財産保全・金銭管理をその人に代わって出来る後見人業務に興味を持ち、自分自身の勉強のためと思い市民後見人養成講座を受講したことがきっかけです。また、その時の市民後見人養成講座では民法・年金などについて学ぶプログラムがあり、自身にとっても勉強になりました。そのまま養成講座を受講しバンク登録となりました。

●市民後見人の活動はどのようなものだったか

90代の認知症高齢者の方へ市民後見人として活動をしていました。ご本人が入所されていた施設に、週に1回程度訪問に行っていました。施設利用料の支払いや前住居の整理といった財産管理もありました。きっかけにもあった後見人ならばできたのという気持ちは後見人になってみて、自分にしかできないこと・自分がやらなきゃいけない事となり義務感・使命感で不安になることもありました。しかし面倒な書類作成は後見サポートセンターでサポートしてもらえたので負担となることはありませんでした。また、基本的にはご本人と定期的にお会いするのが週1回だったので、仕事と後見活動の両立もさほど負担感を感じずに行えました。

●活動の中でこころがけたこと

ご本人の『意思決定』に基づいて行動するという事は強く意識していました。被後見人の状況に変化が起こりうる時には常にご本人が笑顔で楽しい人生を送れるように願っていました。また、活動中に被後見人を親のように思えることがあったので充実した活動を行えました。体調の悪化で病院を転院する際にも「絶対に笑わして人生を終わらせよう」と思いました。

●これから市民後見活動を試みようとお思いの方へのメッセージ

私はもともと世話好きな性格で、後見人活動でもやりすぎるくらいやりました。時には、昔ながらの世話好きおばちゃんになりきることも大事だと思います。